

京都市交通局管理規程 6-0 (京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程)  
の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田與三右衛門

目次中「(第 3 条—第 7 条)」を「(第 3 条—第 7 条の 2)」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(特殊乗車券の発行)

第 7 条の 2 前 6 条の規定にかかわらず、条例第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、特別の運送条件、発売場所及び発売日等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めた乗車券を発売することができる。

2 特別の運送条件等については、管理者が別に定める。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)